

○奈良県警察航空隊の運営等に関する訓令

(平成10年12月 1 日本部訓令第19号)

[沿革] 平成19年 3 月本部訓令第 7 号、23年11月第19号、31年 4 月第13号、令和 2 年10月第12号、
3 年 1 月第 1 号、4 年 3 月第 8 号改正

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条－第 4 条)
- 第 2 章 任務、体制等 (第 5 条－第10条)
- 第 3 章 運用 (第11条－第20条)
- 第 4 章 安全管理 (第21条－第26条)
- 第 5 章 事故発生時等の措置 (第27条－第29条)
- 第 6 条 整備 (第30条・第31条)
- 第 7 条 雑則 (第32条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、奈良県警察組織規則 (昭和43年 6 月奈良県公安委員会規則第10号) 第51条の規定に基づき、警備部警備課警察航空隊 (以下「航空隊」という。) の運営並びに警察用航空機 (以下「航空機」という。) の運用及び整備等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第 2 条 航空機の運用及び整備については、航空関係法令、警察用航空機の運用等に関する規則 (昭和37年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。) 及び警察用航空機の運用等に関する細則 (平成 4 年警察庁訓令第16号) その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空業務 航空機の運用及び整備に関する業務をいう。
- (2) 航空機等 航空機、航空用装備品、航空機に係る附属品及び部品並びに整備工具その他の航空機の整備に必要な物品をいう。
- (3) 航空基地 奈良県警察が航空機の管理運用のために設置した事務所、格納庫、航空機の整備のための施設、通信設備その他所要の施設及び設備をいう。
- (4) 航空従事者 航空法 (昭和27年法律第2 3 1号) 第 2 条第 3 項に規定する航空従事

者をいう。

- (5) 航空機事故 航空機による人の死傷、航空機の損傷その他航空機に係る事故をいう。

(航空業務計画)

第4条 警備部警備課長（以下「警備課長」という。）は、航空業務を計画的に行うため、規則第4条第2項の規定に基づき警察庁長官が定める航空業務計画の策定の指針に基づく毎年度の航空業務計画を策定し、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。

第2章 任務、体制等

(任務)

第5条 航空隊は、航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行うことを任務とする。

- 2 前項の任務を遂行するに当たっては、航空隊は、必要に応じて、警備部機動隊（以下「機動隊」という。）その他の所属のほか、他の警察部門との連携を図るものとする。

(活動区分)

第6条 前条の任務を遂行するため航空隊が行う活動は、警備活動、警ら活動、特別活動、支援活動及び待機とする。

- 2 警備活動にあつては、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害警備 大規模災害等の緊急事態への対応のための活動
- (2) 警備実施 警備実施（警衛・警護を含む。）のための活動
- (3) 事件捜査 公安・外事のための活動
- (4) 警備訓練 警備部門と連携して実施する訓練及び自治体・他官庁等と連携して実施する防災・警備訓練に関する活動
- (5) その他 上記以外の警備活動

- 3 警ら活動にあつては、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 警ら あらかじめ定められた空域又は路線を巡航して、地上における異常な事象の警戒活動及び管内の地形、地物、地理、交通の状況その他の実態を掌握する活動
- (2) 訓練 航空従事者の技量の維持及び向上のための訓練飛行に従事する活動

- 4 特別活動にあつては、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 緊急配備 緊急配備等のための活動
- (2) 初動措置 事件、事故等の事案が発生した場合における状況の把握及び当該事案に係る被疑者、関係者等の発見のための活動

- (3) 救難救助 山岳遭難救助、水難救助その他人命の救助又は搜索救難のための活動
- (4) 自隊用務 試験飛行、委託整備のための空輸飛行等航空機の維持管理のための活動及び国家試験受験のための飛行等航空従事者の資格に係る活動

5 支援活動にあっては、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 警察業務の支援 警察職員の搬送等警備警察以外の部門の要請に基づき、当該部門の業務を支援する活動
- (2) 応援派遣 警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定に基づく要請を受けて、航空機により他の都道府県警察を援助する活動
- (3) その他 行政支援、情報通信部門支援等で、前2号に該当しない業務の活動

6 待機にあっては、事件、事故等が発生した場合に直ちに出勤できる態勢を保持しつつ、航空機等の点検整備及び書類の作成整理に当たるものとする。

（航空隊長の職務）

第7条 警備部警備課警察航空隊長（以下「航空隊長」という。）は、警備課長の指揮を受け、第4条に規定する航空業務計画に従って航空隊を運営するほか、航空隊に勤務する職員（以下「隊員」という。）の指揮監督及び指導教養を行い、航空基地並びに航空機等その他の装備資機材の運用及び管理に当たるとともに、次に掲げる業務を統括するものとする。

- (1) 航空機の運航及びその安全に関すること。
- (2) 航空機等の整備に関すること。
- (3) 航空業務に関する教育訓練に関すること。

2 航空隊長は、前項に規定する職務を実施するため、第4条に規定する航空業務計画に基づき、次の各号に掲げる計画を作成しなければならない。

- (1) 毎年度の航空機事故の防止に関する計画
- (2) 四半期ごとの整備計画及び訓練計画
- (3) 月別運航計画

3 航空隊長は、航空機の運営に当たっては、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門と緊密に連携させなければならない。

（運航責任者）

第8条 航空隊に第7条第1項各号に掲げる業務の実施について、航空隊長を補佐する者（以下「運航責任者」という。）を置き、運航責任者は航空従事者たる警察官をもって充てなければならない。ただし、航空隊長が航空従事者である場合には、これに兼ねさせることができる。

（安全担当者）

第9条 航空隊に、運航責任者を補佐し、航空機を安全に運行するために必要な情報の

収集及び整理並びに航空従事者等に対する航空機を安全に運行するために必要な情報の提供に関する業務を担当する者として安全担当者を置き、航空従事者のうちから警備課長を指定する者をもって充てる。

(勤務制)

第10条 隊員の勤務は、奈良県警察職員の勤務に関する訓令（平成4年7月奈良県警察本部訓令第23号）に定めるところによる。

2 隊員の勤務時間の割振りは、航空隊長が警備課長の承認を得て定める。

第3章 運用

第11条 削除

(機長)

第12条 運航責任者は、航空機を運航させるときは、その都度、当該航空機を操縦する資格を有する者を機長に指定しなければならない。

(飛行計画の承認等)

第13条 機長は、飛行に当たっては、あらかじめ飛行計画を策定し、運航責任者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも、同様とする。ただし、飛行中であって、気象の急変その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

2 機長は、航空基地から航空機を出発させようとするときは、運航責任者の承認を受けなければならない。

3 前条及び前2項の場合において、運行責任者が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときは、航空隊長があらかじめ指名する航空従事者がその職務を代行することができる。

4 機長は、飛行終了後、飛行記録簿（別記様式第1号）により飛行結果を運航責任者に報告しなければならない。

(機長の責任と権限)

第14条 機長（機長に事故があるときは、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者を含む。以下同じ。）は、航空機の飛行につき、すべての責めに任ずる。

2 機長は、搭乗者に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

3 搭乗者は、航空機の飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

(臨時発着場の指定)

第15条 規則第18条に規定する臨時発着場（以下「臨時発着場」という。）は、本部長が指定する。

2 警察署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内にある臨時発着場を廃止し、又は新たに指定を受ける必要があると認めるときは、臨時発着場（候補地）調査表（別

記様式第2号)により、警備課長を経て本部長に申請するものとする。

- 3 警備課長は、申請内容を審査の上本部長の承認を得るとともに、その結果を当該申請を行った署長に通知するものとする。

(使用手続)

第16条 所属長は、航空機を使用し、又は所属職員を航空機に搭乗させる必要があるときは、航空機使用(搭乗)申請書(甲)(別記様式第3号)により、使用しようとする日の10日前までに警備課長を経由して本部長の承認を得るものとする。ただし、次に掲げる場合は、使用しようとする日の1か月前までに申請しなければならない。

- (1) 航空基地以外の場所に着陸するとき。
- (2) 低空飛行を必要とするとき。
- (3) 航空機から物件を投下するとき。

- 2 所属長は、航空機の使用申請の内容が、前項ただし書の規定に該当するときは、同項に定める申請書に臨時発着場(候補地)調査表及び当該場所の所有者又は管理者の使用承諾書を添付しなければならない。

- 3 所属長は、航空機の使用等に当たって、緊急を要するなどの理由により、第1項に定める申請書の提出ができないときは、電話その他の方法により承認を受け、事後速やかに同項に定める申請書を提出しなければならない。

(部外からの使用申請の取扱い)

第17条 本部長は、奈良県警察職員以外の者(第3項において「部外者」という。)から航空機の使用又は搭乗の申請があった場合において、当該申請の目的が警察活動に準ずるものであり、かつ、必要があると認めるときは、その使用又は搭乗を承認することができるものとする。

- 2 前項の申請は、航空機使用(搭乗)申請書(乙)(別記様式第4号)により、申請の目的に係る業務に関連する所属長から警備課長を経由して行うものとする。
- 3 第1項の規定により部外者を搭乗させる場合は、誓約書(別記様式第5号)を提出させるものとする。

(運航承認)

第18条 警備課長は、前2条の申請があった場合は、その運航目的、飛行内容、離着陸場所、飛行時間等について審査し、適当と認めるときは本部長の承認を得るものとする。

- 2 前項の承認を得た場合において、当該承認が前条第1項の申請に係るものであるときは、警備課長は、航空機使用(搭乗)承認書(別記様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(搭乗手続)

第19条 第16条第1項又は第3項の規定による承認を受けて航空機に搭乗しようとする者は、搭乗前に搭乗の承認を受けている旨を機長に告げるとともに、その身分を証明する証票を提示するものとする。

2 第17条第1項の規定による承認を受けて航空機に搭乗しようとする者は、搭乗前に航空機使用（搭乗）承認書を機長に提示するとともに、その身分を証明する証票を提示するものとする。

（搭乗者の遵守事項）

第20条 搭乗者は、機長の指示に従うとともに、別に定める「航空機搭乗者心得」を遵守しなければならない。

第4章 安全管理

（隊員の心構え）

第21条 隊員は、常に航空関係法令の研究と技術の向上を図るとともに、航空機の安全運航の確保及び航空業務の円滑な遂行に努めなければならない。

（飛行安全基準）

第22条 警備課長は、航空関係法令に定めるもののほか、飛行の安全に必要があると認めるときは、飛行安全基準を定めることができるものとする。

（特殊な飛行の制限）

第23条 運航責任者は、夜間、悪天候時その他特殊な状況の下での飛行を必要とするときは、警備課長の承認を受けなければならない。

（通信連絡）

第24条 機長は、航空機の運航に当たっては、常に無線局を開局し、航空基地その他の無線局と緊密な通信連絡を行い、航空機の位置及び運航状態を明らかにしておかなければならない。

（防護計画）

第25条 航空隊長は、航空基地における火災その他の事故防止に努めるとともに、非常の場合における航空基地及び航空機等の防護に必要な計画を策定しておかなければならない。

（臨時発着場の安全措置）

第26条 署長は、管轄区域内にある臨時発着場が航空機の離発着に使用されるときは、その安全を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

2 署長は、管轄区域内にある臨時発着場の実態を常に把握しておくとともに、航空機の離発着に影響を及ぼす事由の発生を認知した場合は、速やかに警備課長に通報しなければならない。

第5章 事故発生時等の措置

(緊急時の措置)

第27条 機長は飛行中において、機体の変調、気象の急変その他の理由により、航空機に危険が生じた場合又は生ずるおそれがあると認めた場合は、直ちに人命の安全を図るために必要な措置を講じるとともに、その状況を緊急通信等により航空基地、通信指令課等に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた航空隊長又は通信指令課長は、直ちに受信内容を警備課長を通じて本部長に報告しなければならない。

(航空機事故の報告)

第28条 航空隊長は、航空機事故が発生した場合は、速やかに警備課長を通じて本部長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 航空機の登録記号及び型式
- (2) 機長及び搭乗者の氏名
- (3) 事故発生の日時、場所及び当時の気象状態
- (4) 事故発生前後の状況
- (5) 死傷者（行方不明者を含む。以下この号において同じ。）の氏名及び負傷の程度
その他死傷者の搜索、救護等に関し参考となる事項
- (6) 物件の損壊の程度
- (7) 事故の原因と推定される事項
- (8) 事故に対する措置の概要

(事故の調査)

第29条 本部長は、航空機事故が発生したときは、当該事故の原因を明らかにするため、必要に応じ、航空機事故調査委員会を設置して調査を行うものとする。

2 航空機事故調査委員会は、本部長が指名し、又は委嘱する委員をもって構成するものとする。

第6章 整備

(点検整備)

第30条 航空隊長は、規則第21条に規定する要領に基づき、航空機の整備を確実に実施し、機能の保持に努めなければならない。

(定期検査)

第31条 警備課長は、規則第22条に規定する定期検査を6か月ごとに行い、その結果を本部長に報告しなければならない。

第7章 雑則

(備付簿冊)

第32条 航空隊長は、航空機の運航、整備等の状況を明らかにするため、警察用航空機

の運用等に関する細則第7条に規定するものその他必要な簿冊を備え付けるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成10年12月13日から施行する。

(奈良県警察航空機使用管理に関する訓令の廃止)

- 2 奈良県警察航空機使用管理に関する訓令（昭和63年2月奈良県警察本部訓令第5号。次項において「旧訓令」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この訓令施行の際現に旧訓令の規定により航空機の使用又は搭乗の承認を受けている者は、この訓令第16条及び第17条の規定による承認を受けたものとみなす。

附 則 （平成19年3月13日本部訓令第7号）

この訓令は、平成19年3月13日から施行する。

附 則 （平成23年11月15日本部訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成31年4月26日本部訓令第13号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式 of 用紙で、現に残存するものについては、必要な改正を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和2年10月7日本部訓令第12号）

この訓令は、令和2年10月7日から施行する。

附 則 （令和3年1月22日本部訓令第1号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年1月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和4年3月24日本部訓令第8号）

この訓令は、令和4年3月25日から施行する。

別記様式第1号 (第13条関係)

[illegible]

別記様式第 2 号（第15条関係）

（その 1）

<table><tr><td>F. No.</td><td>—</td></tr><tr><td>保存期間</td><td>(. . まで保存)</td></tr></table>					F. No.	—	保存期間	(. . まで保存)
F. No.	—							
保存期間	(. . まで保存)							
奈良県警察本部長 殿								
第 号								
年 月 日								
所 属 長 名								
臨時発着場 (候 補 地) 調 査 表								
臨時発着場 名								
所在地	地名・地番							
	所有者 又は 占有者	住所						
		氏 名		職業				
土地の 状況	面積		幅 m ²	m				
			長さ m	標高 m				
	土 質							
排水								
恒 風 方 向								
付 近 障 害 物 の 状 況								
警 察 署 等 へ の 連絡方法	有 線							
	無 線 感 度							
そ の 他 参 考 事 項								

(その2)

臨時発着場付近略図
臨時発着場見取図（恒風方向矢印表示）

別記様式第3号 (第16条関係)

<table><tr><td>F. No.</td><td>—</td></tr><tr><td>保存期間</td><td>(. . . まで保存)</td></tr></table>						F. No.	—	保存期間	(. . . まで保存)
F. No.	—								
保存期間	(. . . まで保存)								
第 号 年 月 日									
奈良県警察本部長 殿									
所 属 長 名									
航 空 機 使 用 (搭 乗) 申 請 書 (甲)									
航空機の使用(搭乗)について、次のとおり申請します。									
搭 乗 者	階 級 等	氏 名	性別	年齢	勤務先(電話番号)				
目 的									
日 時		予 備 日							
搭 乗 地									
飛 行 区 域 (飛 行 経 路)									
携 行 品 等									
参 考 事 項									
連 絡 責 任 者	係 氏名 電話			判断時間	時 分				

別記様式第4号 (第17条関係)

年 月 日						
奈良県警察本部長 殿						
住所						
申請者						
氏 名						
航 空 機 使 用 (搭 乗) 申 請 書 (乙)						
航空機の使用(搭乗)について、次のとおり申請します。						
なお、搭乗する場合は、機長及び担当係員の指示に従って行動し、事故による損害については、すべて当方において処理し、貴本部には迷惑をかけません。						
搭 乗 者	氏 名		性別		年齢	歳
	住 所	電話				
	氏 名		性別		年齢	歳
	住 所	電話				
目 的						
日 時						
搭 乗 地						
飛 行 区 域 (飛 行 経 路)						
携 行 品 等						
参 考 事 項						
連 絡 責 任 者	氏名	電話	判断時間	時 分		

注 搭乗者が3人以上の場合は、別紙に記載すること。

別記様式第5号（第17条関係）

年 月 日

奈良県警察本部長 殿

搭乗者

住 所

氏 名

誓 約 書

私は、この度奈良県警察本部の航空機に搭乗することになりましたが、搭乗に当たり、下記のことを誓約します。

記

- 1 飛行目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中に機体の故障又は災害による事故が発生しても、奈良県警察に対し損害賠償請求の訴訟等はいたしません。
- 3 搭乗に際しては、すべて貴本部係員の指示に従います。

別記様式第6号(第18条関係)

備 第 号

航 空 機 使 用 (搭 乗) 承 認 書

住所

殿

氏名

年 月 日付けで申請のあった航空機の使用(搭乗)を承認する。
なお、搭乗する際は、この承認書を機長に提示すること。

年 月 日

奈良県警察本部長 印